

新潟市シェアサイクル事業実施方針

1. 方針

- ・にいがた 2km 周辺エリアおよび都心軸における「人・モノ・情報が行き交う活力あるまちづくり」の実現

2. 事業目的

- ① まちなかの回遊性向上及び都市の活性化
自由度が高く、親しみがあり、だれでも利用することができる自転車をまちなかでシェアリングすることで、回遊性が向上され、都市の活性化に貢献する。
- ② 移動の利便性向上
シェアサイクル事業を展開することにより、シェアサイクルが既存の公共交通でカバーしきれない細かい移動ニーズに対応し、既存の公共交通を補完する役割を担うことで、移動の利便性向上に貢献する。また、シェアサイクルが多様な交通モードと連携し一体的な利用を促すことで、公共交通の利用促進を図り過度な自家用車依存からの脱却に貢献する。
- ③ 脱炭素社会の推進
シェアサイクルは CO2 を排出しないエコな移動手段であることから、様々な主体と連携したシェアサイクルの利用促進の取り組みを実施することで、新潟市が推進する脱炭素社会の創造に貢献する。
- ④ 民間事業者による自立可能で持続的な運営の確立
本事業は、シェアサイクルを日常の移動基盤として“確立”することを目標とするため、本協定期間に自立運営するのはもちろんのこと、本協定後も見据えて持続可能な運営体制を構築する。

3. 目標

- ・シェアサイクルを日常の移動基盤として確立し、まちなかの回遊性向上と移動の利便性向上に貢献する。
【目標を達成するための指標】

指標	現状値（令和 7 年度実績）	目標値（令和 13 年度実績）
平均利用回数	324 回/日	600 回/日 ※2
平均 MAU 数 ※1	2,660 人/月	5,000 人/月 ※2

※1 MAU（マンスリーアクティブユーザー）数：月 1 回以上利用したユーザーの数

※2 当該数値は暫定値であり、事業者選定時の協議を経て確定するものとする

4. 事業手法

- ・これまで実施してきた「にいがた 2km シェアサイクル事業」の事業手法を踏襲し、公募型プロポーザル方式で選定した事業者（共同事業体も可）と事業協定を締結する公民連携方式とする。

5. 事業期間

- ・令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間
- ・ただし、事業期間終了の前年度までの事業実績を基に、新潟市と事業者が協議の上で事業期間を最大 5 年間（令和 18 年度）まで延長することができるものとする。

6. エリア、ポート設置

- ①『新潟市「にいがた 2km シェアサイクル」導入及び運営事業に関する基本協定』で設置したポート（4 4 か所）は継続して運用し、にいがた 2km 周辺エリアの回遊性向上及び利便性向上に寄与すること。なお、利用回数が少ない等の理由から、にいがた 2km 周辺エリア内での既設ポートの移設またはポートの廃止を行う際には、本市と運営事業者の協議により決定する。
- ②本市の都市政策と連動して拡大を図るべきエリアについては、ポートを設置してエリア拡大を検討すること。ただし、本事業の収支に悪影響を及ぼさないよう留意し、本市と運営事業者の協議により決定する。
※都市政策と連動して拡大していくエリアについては、【別紙-1】事業エリア拡大方針参照
- ③上記①②以外へのエリア拡大については、運営事業者の判断で柔軟に実施できるものとする。
- ④エリアを拡大する際には、ポートの満車空車発生状況を分析する等、利用者の利便性を損なわないよう検討し、必要と判断される場合には自転車の増台を併せて実施すること。

7. 車両

- ①車両台数は、『新潟市「にいがた 2km シェアサイクル」導入及び運営事業に関する基本協定』で導入した 162 台を参考とし、同程度のサービス水準が確保されるよう努めること。
- ②『新潟市「にいがた 2km シェアサイクル」導入及び運営事業に関する基本協定』で本市が導入した公設車両（R4.9 月導入）は、更新時期に差し掛かるまで活用すること。公設車両が本協定期間中に更新時期を迎えた場合は、運営事業者において更新を実施すること。
- ③車両の更新および増台は運営事業者により実施すること。

8. 利用料金・支払方法

- ①利用料金については、運営事業者の裁量により設定するものとする。ただし、地域の需要動向や類似サービスの水準等を踏まえ、利用者負担が過度に偏らないよう、市場経済のバランスに配慮した適正な料金設定に努めるものとする。
- ②支払い方法はキャッシュレス決済を基本とする。
※現金決済のニーズは想定されるが、世情を鑑みるとともに本市におけるキャッシュレス化を加速させること。ただし、コスト面の問題から必須とはしない。

9. サービス

- ①スマートフォンひとつで予約・決済が完結すること（利用しやすい UI であること）。ただし、スマートフォンの利用ができない人向けに、その他の方法を組み合わせることは可能とする。
- ②利便性向上のため、MaaS プラットフォーマーの各アプリと連携を図っていくこと。
- ③付帯事業としてネーミングライツや広告事業も可とする。

10. 相互協力

- ・本市及び運営事業者は、相互に継続的かつ包括的な情報共有を行い、本事業の円滑かつ効果的な推進のため協力すること。

11. 役割分担

- 【市の役割】
 - ① 事業全体の総括
 - ② 公有地等のポート設置に係る協議・調整・確保（6. エリア、ポート設置 の①②に資するものに限る）
 - ③ 事業周知、利用促進に向けた広報
 - ④ シェアサイクルの移動データの可視化及び公表（市民向け）
 - ⑤ 付帯事業の支援
 - ⑥ 交通安全啓発活動の支援
- 【運営事業者の役割】
 - ① 事業の運営（利用者募集、料金徴収、自転車の回収、再配置、利用者からの問い合わせ、事故対応等）
 - ② 施設・機器の導入、更新、維持管理と事業終了後の原状回復
 - ③ ポート設置に係る協議・調整・確保（6. エリア、ポート設置 の①②以外のエリア）
 - ④ ポート周辺の違法駐輪対策
 - ⑤ 事業周知、利用促進に向けた広報
 - ⑥ 各種データの収集、整理、新潟市への提供
 - ⑦ 事業改善のための調査・分析
 - ⑧ 交通安全啓発活動の実施
 - ⑨ 事業計画書作成、結果報告（利用状況・収支状況など）
 - ⑩ 9. サービスの②に係る計画・実施
 - ⑪ 市の各種施策との連携